

広報

東峰

TOHO

3

MAR/2015/Vol.120

E-mail : kikaku@vill.toho.fukuoka.jp URL : <http://www1.vill.toho.fukuoka.jp>

●早春ウォーキング ～ゴールの代行司駅～



目次

- 2p / 3p ニュース&トピックス
- 4p / 9p 村からのお知らせ
- 10p / 11p 公民館ひろば
- 12p / 14p 暮らし情報
- 15p 保健師からのお知らせ
- 16p / 17p 村の行事、在宅医表、村長 NAVI
- 18p フォトギャラリー



福岡県東峰村

毎月 15 日発行

おらが村の ニュース&トピックス

よいお天気に恵まれました

■早春ウォーキング

2月14日(土)、JR筑前岩屋駅をスタート地点として、ほうしゅ楽舎、いぶき館、片岡酒造の立ち寄りポイントを通して、ゴールのJR大行司駅までの8kmのコースに408名の方が参加されました。

天気がよかったので例年より参加者が多く、早春の清々しい東峰村の景色を楽しみながら、立ち寄りポイントではおでんやぜんざいの販売、お酒の試飲などのおもてなしで心も体も温まり、ゆったりとした時間を過ごされていました。

また、今年もコースの途中にある家に「おひなさま」を飾っていただき、「おひなさまめぐり」も行ないました。それぞれの家庭で思い出の詰まった「おひなさま」をみながらの心暖まるふれあいや、ちょっとしたおもてなしで、参加者のみなさんに楽しんでいただけたようです。ゴールの大行司駅ではまんじゅうや特産品、おにぎりの販売が行われ、東峰村の春を満喫して帰路につかれています。JRのホームもたくさんの人で埋まり、全員列車に乗れるか心配してしまうほどでした。ご協力いただいたみなさん、ありがとうございました。



人の動き

東峰村 (平成27年2月末現在)		前月比	あさくら地域 (平成27年2月末現在)		前月比
人口	2,340	▲2	人口	87,988	▲65
男	1,072	2	男	41,616	▲14
女	1,268	▲4	女	46,372	▲51
世帯数	901	▲2	世帯数	32,308	▲3

今月の納税

- 税目 国民健康保険税(9期)
- 納期限 3月31日(火)
- 口座振替日 3月25日(水)

東峰村ごみ収集量 (平成27年2月分) (kg)

種別	当月分	前月分	増減
可燃ごみ	32,140	37,900	▲5,760
資源ごみ	5,670	4,090	1,580
粗大ごみ	2,120	1,290	830
合計	39,930	43,280	▲3,350

東峰学園小学部

■二分の一成人式

2月6日(金) いずみ館において東峰学園小学4年生19名の「二分の一成人式」が行われました。20歳の半分である10歳の子供たちが、家族や来賓の方々大勢の前で、将来の夢や希望を元気よく大きな声で発表しました。

また、合唱やリコーダーの演奏も披露され、会場は、子ども達の成長に改めて感動し、あたたかい雰囲気に包まれました。(集合写真を裏表紙に掲載しています。)



夢と希望を

■東峰学園オリンピックチャレンジ事業

2月13日(金) 東峰学園において「オリンピックチャレンジ事業」が実施されました。

この事業は、福岡県が、2020年東京オリンピック開催を受け、オリンピック経験者によるスポーツ体験や講演会の実施を通して、県民のスポーツ実施やスポーツをいかした地域活性化に向けた機運醸成を図るために実施しているものです。

今回、1992年(平成4年)バルセロナオリンピック女子マラソン日本代表の小鴨由水(こかもゆみ)さんが来村され、東峰学園の児童・生徒に対して、実技を中心とした熱心な指導をしていただきました。

小鴨由水さんから、現役時代の経験談や、基本的な体の動かし方からトレーニング方法などたくさんのお話をいただきました。最後は、児童・生徒と先生方の混成チームが2組に分かれてリレー対決をして、大いに盛り上がり、スポーツの楽しさを満喫できた様子でした。

一流のオリンピック選手と触れ合うという、とても貴重な体験を通して、5年後の東京オリンピックを目指そうと心に決めた児童・生徒もいるかもしれませんね。



▲指導していただいた小鴨由水さん



▲とっても良い体験でした



村からのお知らせ

宝珠山庁舎 72 - 2311
小石原庁舎 74 - 2311

住民福祉課 ◆ 4月1日から国民健康保険証が変わります

現在の「国民健康保険被保険者証」の有効期限は3月31日です。新しい被保険者証（桃色）を、3月中旬に世帯主あてに送付します。

学生で被保険者証を持っている世帯や遠隔地による被保険者証の交付を受けている世帯で、引き続き（学・遠）の被保険者証が必要な人は、4月より再度窓口で手続きをしてください。

【(学・遠) 証の手続きに必要なもの】

- ・新しい国民健康保険被保険者証
- ・印かん
- ・在学証明書（平成27年4月1日以降発行のもの）または学生証の写し（有効期限明記のもの）

【注意事項】

新しい被保険者証との切り替え手続きをしないと、4月1日から保険診療が受けられなくなり、医療費は全額自己負担となります。注意してください。

国民健康保険被保険者証は、個人情報に記載された大切なものです。住民登録している住所以外には送付できません。

●退職・就職した人へ。国保の加入・脱退には届出が必要です。

日本では、必ず医療保険に加入することになっています（国民皆保険制度）。

職場の健康保険の被保険者・被扶養者でない人は、現在住んでいる市区町村の国民健康保険（国保）に加入しなければなりません。

国保加入の届出を忘れて未保険になっていませんか。

※未保険だとすべて自己負担に

国保加入の届出をしないと未保険の状態となり、病院の診療を受けるとき、医療費がすべて自己負担になります。

人は、いつ大きな病気やけがをするかわかりません。すべての人が安心して医療を受けられるよう、国保加入の届出を必ず行ってください。

国保加入の届出が遅れた場合も、届出した月からではなく資格を得た月までさかのぼって保険税を納めなければなりません。今まで国保に加入していた人で、職場の社会保険やその扶養に認定された人は、国保の資格をなくするための手続きが必要です。

手続きをしないと保険の二重加入となり、社会保険料・国保税の両方がかかります。

【国保加入の届出に必要なもの】

- ・印かん
- ・同じ世帯に国民健康保険の人がいる場合、その国民健康保険証
- ・健康保険資格喪失証明書



【国保喪失の届出に必要なもの】

- ・印かん（認印）
- ・国民健康保険証
- ・新たにできた社会保険証

●平成27年度国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の特別徴収が始まります。

平成20年度より、原則、国民健康保険加入者全員が65歳以上の世帯について、世帯主の年金から、後期高齢者医療加入者については、本人の年金から年間6回、国民健康保険税もしくは、後期高齢者医療保険料が特別徴収（年金天引き）されることになっています。

4月上旬～中旬に、4～8月の天引き額を知らせる仮徴収額決定通知書を送りますので確認してください。

現在すでに年金天引きされている人については、2月に天引きされた額と同額が天引きされます。なお、口座振替に変更することで年金天引きを中止することも可能です。

（※ただし、手続きには2ヶ月程度要します。）

お問い合わせ先

東峰村役場小石原庁舎 住民福祉課（電話：74 - 2311）

総務課 ◆ニセ電話詐欺にご注意！！

未公開株や社債などの取引を装ったニセ電話詐欺が増加しています。

犯人は、未公開株や社債等のパンフレットを送りつけ、複数の業者になりすまして「必ずもうかる」、「名義を貸してほしい」、「代理購入してください」などと購入等を持ちかけ、現金をレターパックや宅配便で送らせたり、口座に振り込ませたり、直接受け取るなどして、現金をだまし取っています。

また、最近はトラブル解決型といって、「名義を貸してほしい」等と電話して代理購入の申込をさせた後、「インサイダー取引になる、購入代金を払わなければ警察沙汰になる」「代金を立て替えた者が逮捕された、あなたも共犯になる、税理士（弁護士）に依頼するのでお金を送るように」などと嘘を言って、現金をだまし取る手口が急増しています。

お金を送ったり振り込んだりする前に、家族や金融機関等の職員、警察などに必ず相談しましょう！

ニセ電話詐欺で犯人が使うキーワード

「必ずもうかる」「代理購入」「権利を譲ってほしい」「インサイダー取引になる」「裁判になる」「警察に逮捕される」「現金を送れ」「レターパック（ゆうパック、宅配便）で送れ」「銀行窓口で引き出し理由を聞かれたら、〇〇と答えろ」「受け取りに行く」「誰にも言うな」など

こんな電話は全て詐欺です！

お問い合わせ先

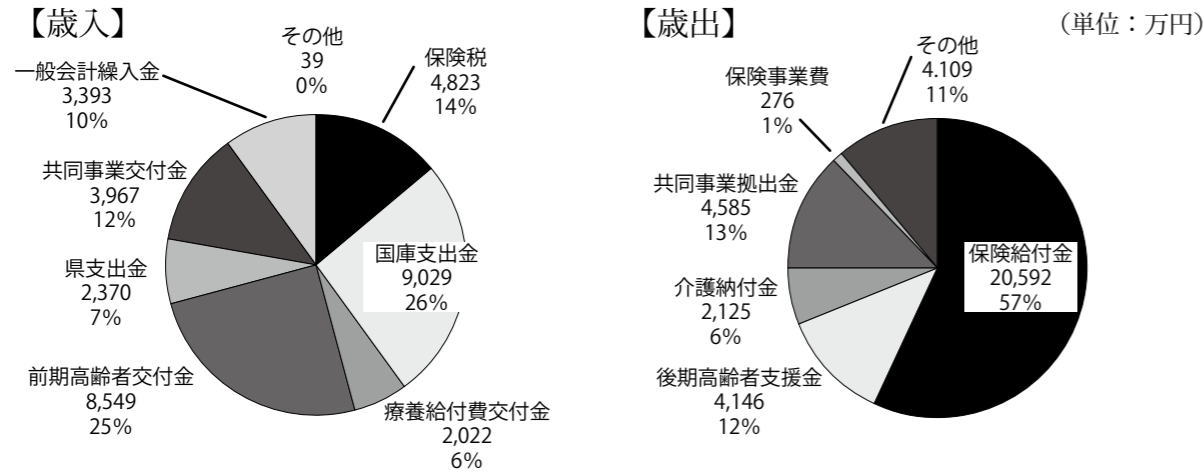
朝倉警察署（電話：22 - 0110）

住民福祉課 ◆国民健康保険の現状について

国民健康保険は、加入者の皆さんが病気やけがをしたときに、安心して治療が受けられるように助け合う医療保険制度です。しかし、生活習慣病の増加や医療の高度化などにより医療費が高額になる一方、主な財源の一つである保険税収入は減少しており、財政状況は大変厳しいものとなっています。

●医療費が高額になっています

【平成 25 年度国民健康保険決算の内訳】



高齢化や医療技術の高度化、生活習慣病の増加などにより医療費(保険給付費)は、年々高額になる傾向にあります。平成 25 年度の医療費は歳出の 57% を占め、総額 2 億 592 万円、1 人当たりで換算すると 26 万 6 千円になります。

●税収が減少しています

国民健康保険の財源は、皆さんからの保険税、国・県からの補助金や負担金、村の一般会計からの繰り入れで成り立っています。平成 23 年度においては税率の改正で保険税収は増加したものの、長引く景気低迷による所得の減少等で、年々減少傾向にあります。

【税収の推移】 (単位: 万円)

年 度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
保険税収	5,080	4,736	5,020	4,617	4,464

●基金が底をついています

予想外の支出があった場合、国保財政安定化のために基金を設置していますが、取り崩しを行ったことで現在はゼロとなり、今後の財源不足を基金で補填することはできなくなっています。

●財政健全化に向けて

歳入と歳出の不均衡による財源不足がさらに深刻になっています。医療費の抑制の対策として特定健診を推進し、病気の「予防」「早期発見」「早期治療」や健診データに基づき保健師等による保健指導を通じて皆様の健康な体を維持していく環境づくりを行ってきましたが、平成 25 年度においては赤字の補てんとし、一般会計より 1,655 万円の基準外の繰入を行いました。

また、平成 30 年度には、国民健康保険の財政運営が県に移管される予定となっており、県内で低い保険税率となっている本村では保険税の増加も考えられるところです。

保険税の適正化や収納率向上、医療費の抑制が国保財政の安定化につながりますので、ご理解とご協力をお願い致します。

◆休日・夜間救急センターの診療時間の変更について

甘木・朝倉休日夜間急患センター(朝倉医師会病院内)の小児科の診療時間が平成 27 年 4 月 1 日から変わります。

●小児科の診療時間

診療日	診療時間	受付時間
月曜日から金曜日	19:30 ~ 23:00	19:30 ~ 23:00
土曜日	17:00 ~ 23:30	17:00 ~ 23:00
日曜日、祝日、年末年始 (12 / 29 ~ 1 / 3)	9:00 ~ 23:30	9:00 ~ 12:00 14:00 ~ 18:00 19:30 ~ 23:00

●内科及び外科の診療時間(これまで通りです)

診療日	診療時間	受付時間
月曜日から金曜日	17:00 ~ 8:30	17:00 ~ 8:00
土曜日	12:30 ~ 9:00	12:00 ~ 18:00 19:30 ~ 8:00
日曜日、祝日、年末年始 (12 / 29 ~ 1 / 3)	9:00 ~ 8:30	9:00 ~ 12:00 14:00 ~ 18:00 19:30 ~ 8:00

◆人権擁護委員制度をご存知ですか

法務大臣から委嘱された人権擁護委員は、地域の皆様からの人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局職員と協力して人権侵害による被害者の速やかな救済や、地域の皆様に人権について関心を持っていただけるような啓発活動を行っています。

人権擁護委員は、あなたの街の身近な相談パートナーとして、家庭内の悩みごとや隣近所とのトラブル、いじめや差別などの相談に応じています。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。



お互いに人権を守って
明るい社会をつくるのが
私たち人権擁護委員の願いです



人権擁護委員はいつでも相談に応じています。
福岡法務局・福岡県人権擁護委員連合会

お問い合わせ先

東峰村役場小石原庁舎 住民福祉課 (電話: 74 - 2311)

住民福祉課

◆朝倉地区人権啓発情報センターがオープンします ～朝倉地区の人権・同和教育の推進拠点～

同センターは、朝倉地区（朝倉市・筑前町・東峰村）の三市町村が連携して、人権教育・啓発の充実を図っていくとともに、様々な人権問題に関する相談や、企業や市民団体、個人の人権学習支援を行うための拠点施設です。

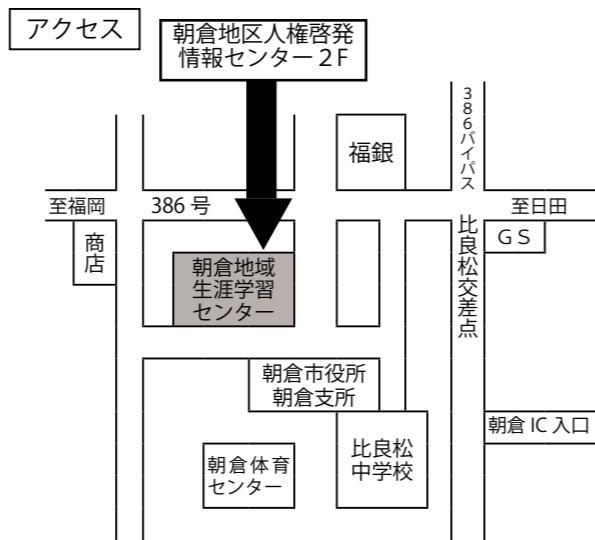
オープニング記念事業のお知らせ

- ◆期日 平成27年4月1日（水）
- ◆場所 朝倉市「朝倉地域生涯学習センター」文化ホール
- ◆内容 記念式典（18:30～18:50）
記念映画上映（19:00～115分）



ドキュメンタリー映画
「月あかりの下で」
ある定時制高校の記憶
かつて学校で夢をつぶされた彼らが、
再びその夢を語る事ができた場所
・・・それは「学校だった。」

2010年制作 入場無料
どなたでもご入場いただけます



◆問合せ先
朝倉市人権・同和対策課 電話 22 - 1111
【4月以降】
「朝倉地区人権啓発情報センター」事務局
朝倉市宮野 1997 番地（朝倉地域生涯学習センター2階）
電話 52 - 1182

※詳しい内容は別紙チラシをご覧ください。

◆平成27年度 手話講座受講生募集

身振りや表情、手話をつかってあなたの想いを伝えよう！

手話奉仕員養成講座～入門編～

- 対象者：朝倉市郡内に在住または通勤通学している方（高校生以上）
- 期 日：5月13日～9月16日まで（毎週水曜日及び偶数月第3金曜日／全21回）
- 時 間：19:00～21:00
- 場 所：ピーポート甘木 視聴覚室
- 定 員：5名
- 参加費：無料（ただしテキスト代自己負担）
- テキスト代：3,240円（入門編・基礎編共通テキスト）
- 申込締切：平成27年3月31日（火）まで
- 申込み先：東峰村役場 住民福祉課（電話 72 - 2311）

お問い合わせ先

東峰村役場小石原庁舎 住民福祉課（電話：74 - 2311）
東峰村役場宝珠山庁舎 総合窓口（電話：72 - 2311）

教育委員会

◆就学援助制度について

東峰村では、経済的な理由により就学が困難な児童生徒に給食費や学用品費の一部を支給する就学援助制度を設けています。援助を希望する方は下記の要領で申請を行ってください。申請は年度ごとに必要です。現在援助を受けている方も、引き続き援助を希望する場合は、必ず申請を行ってください。

詳しくは東峰村教育委員会までお問合せください。

【援助対象となる世帯】

東峰村に住所を有する公立の小中学生の保護者で下記のいずれかに該当する世帯

- I. 前年度または当該年度に
 - ①生活保護の停止または廃止になったが、なお諸学費に困っている世帯
 - ②村民税の非課税及び減免措置を受けている世帯
 - ③国民年金保険料の掛金が全額減免されている世帯
 - ④児童扶養手当の全額支給を受けている世帯
- II. 上記以外で次のいずれかに該当する世帯
 - ①保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる世帯
 - ②PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている世帯
 - ③学用品、通学用品などに不自由しているなど、生活状態が極めて悪いと認められる世帯
 - ④経済的な理由により欠席日数が多い世帯

【援助内容】

学用品費、学校給食費、修学旅行費等

【申請に必要なもの】

就学援助申請書（教育委員会にあります）

【申請〆切】

平成27年3月31日（火曜日）（新1年生は4月末日）



提出及びお問い合わせ先

東峰村教育委員会（電話：72 - 2301）